

駒澤大学大学院法曹養成研究科
(法科大学院) 学則

○駒澤大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)学則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正	平成18年 4月 1日	平成19年 4月 1日
	平成20年 4月 1日	平成21年 4月 1日
	平成22年 4月 1日	平成23年 4月 1日
	平成24年 4月 1日	平成25年 4月 1日
	平成26年 4月 1日	平成26年 9月16日
	平成27年 4月 1日	平成27年 9月 1日
	平成28年 4月 1日	平成29年 4月 1日
	平成30年 4月 1日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、駒澤大学大学院学則第4条の2に基づき、法曹養成研究科(法科大学院)の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究科の目的)

第2条 法曹養成研究科(以下「本研究科」という。)は、法曹実務における高度で、専門的かつ実践的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

2 本研究科に法曹養成専攻を置く。

(課程及び修業年限)

第3条 本研究科に専門職学位課程を置き、その標準修業年限は、3年とする。

2 本研究科に在学できる年数は、通算して6年を超えることができない。

3 本研究科は、教育上の必要が認められる場合、標準修業年限を超えて在学することを入学前に申し出た者について、3年を限度にこれを認めることができる。

4 前項により認められた者を長期履修学生という。

5 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

(定員)

第4条 本研究科の入学定員は、36人とし、収容定員は、108人とする。

2 本研究科は、入学生の多様性を確保するため、入学者のうち法学部又は法律学科その他の法学に関する学部等以外の学部の課程を修了して卒業した者及び社会人が占める割合を3割以上とするよう努めるものとする。

(自己評価等)

第5条 本研究科は、その教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本研究科における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の結果については、駒澤大学(以下「本大学」という。)以外の組織等に所属する者

による検証を受けるよう努めなければならない。

3 自己点検・評価に関し、必要な事項については、別に定める。

(第三者評価)

第6条 本研究科は、教育研究活動その他本研究科の運営に関して、本研究科の専攻分野に係る高度の専門性を要する職業等に従事し、本研究科に関し広く、かつ、高い識見を有する本学以外の組織等に所属する者による評価を受けるものとする。

第2章 運営組織及び教職員

(学長)

第7条 本研究科は、駒澤大学学長が校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第7条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(研究科長)

第8条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、学長を補佐して本研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長は、研究科教授会において互選し、学長がその意見を聴き、これを委嘱する。

4 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 研究科長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻主任)

第8条の2 専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任は、研究科長を補佐する。

3 専攻主任は、研究科長が推薦し、研究科教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを委嘱する。

4 専攻主任の任期は、前条第4項に準ずる。

(研究科教授会)

第9条 本研究科に研究科教授会を置く。

(構成)

第10条 研究科教授会は、本研究科の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

(招集)

第11条 研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、専攻主任がその代行を務める。

3 学長は、研究科教授会に出席して、意見を述べることができる。

(審議事項)

第12条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長、研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

（運営委員会）

第13条 本研究科は、本研究科の目的を円滑に達成するため、研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 研究科長
 - (2) 専攻主任
 - (3) 研究科教授会で互選する者 若干人
- 3 運営委員会に関し、必要な事項については、別に定める。

（教員）

第14条 本研究科に専任の教授、准教授、講師及び助教を置く。

- 2 前項に定める教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。
- 3 本研究科に兼任の教員を置くことができる。
- 4 本研究科に名誉教授及び客員教授を置くことができる。
- 5 第2項の任期の定めのある教員並びに第4項の名誉教授及び客員教授に関する規程は、別に定める。

（職員）

第15条 本研究科に必要な事務職員を置く。

- 2 事務職員その他職員に関する規程は、別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

（学年及び学期）

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 前項の学年を前期及び後期に分ける。
 - (1) 前期 4月1日から9月15日まで
 - (2) 後期 9月16日から翌年3月31日まで

（休業日）

第17条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (2) 開校記念日 10月15日
 - (3) 夏季休業 別に定める。
 - (4) 冬季休業 別に定める。
- 2 前項の休業日を変更し、又は随時に休業日を定めることができる。
 - 3 第1項の休業日であっても、臨時に授業を行うことができる。

第4章 入学、休学、復学、退学、転学、除籍及び再入学

(入学の時期)

第18条 本研究科の入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第19条 本研究科に入学する資格のある者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (9) 大学院に飛び入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業したと同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (11) その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学試験)

第20条 入学を志願する者は、本研究科が実施する入学試験を受けなければならない。

- 2 選抜に当たっては、筆記試験のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に判定する。
- 3 本研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者(以下「法学既修者」という。)として志願するものは、入学試験のほかに本研究科が実施する法学既修者認定試験(法律科目試験)を受けなければならない。
- 4 入学試験及び法学既修者認定試験(法律科目試験)の方法等については、別に定める。

(入学の志願)

第21条 入学を志願する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 所定の入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業(修了)又は卒業(修了)見込証明書及び成績証明書
ただし、大学評価・学位授与機構による学位取得(見込み)の者は大学評価・学位授与機構長の学位取得(申請受理)証明書
- (3) 3か月以内に撮影した写真
- (4) その他本研究科が指示する書類

(入学許可)

第22条 第20条の入学試験に合格し、所定の入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(入学の手続き)

第23条 入学を許可された者は、所定の保証人連署の在学誓書(保証書)、その他の入学に必要な書類を提出しなければならない。

- 2 保証人は、父、母又はその他の成年者で独立の生計を営む者であって、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。
- 3 学生は、保証人の改氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに変更届けを提出しなければならない。
- 4 学生は、保証人が死亡その他の事由により、その資格を失ったときは、速やかに保証人を別に定めて改めて在学誓書(保証書)を提出しなければならない。
- 5 第1項の手続きを完了しないときは、入学を取消すことがある。
- 6 入学の手続きを完了した者には、学生証を交付する。

(休学)

第24条 病気その他のやむを得ない事由により長期にわたり修学することができない者は、理由を付して保証人連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第25条 休学期間は、学年の前期若しくは後期、又は1学年とする。

- 2 休学の継続を要する特別の事情があるときは、許可を得て、1年以内に限り、前項の休学を延長することができる。
- 3 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。
- 4 休学の期間は、第3条第2項に定める在学できる年数に算入する。

(復学)

第26条 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、保証人と連署の復学願を提出し、許可を受けて、学期の始めに復学することができる。

(退学)

第27条 傷病その他やむをえない事由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、願い出て許可を得なければならない。

2 死亡届が提出された者については、死亡日をもって退学認定日とする。

(転学)

第28条 他の大学院の学生が本研究科に転学を志願したときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 本研究科の学生が他の大学院に転学を志願しようとするときは、その理由を付した転学願いを提出し、転学の許可を受けなければならない。

3 転入学に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第29条 次の各号の一つに該当する者は、除籍する。

(1) 第3条第2項に規定する在学年数を越えた者

(2) 第25条第3項に規定する休学期間を越えた者

(3) 前期、後期の納入期限までに所定の学費を納入せず、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者

(5) 死亡又は失踪宣告が確定した者

(再入学)

第30条 第27条の規定により退学した者、又は前条第3号の規定により除籍された者が、再入学を希望するときは、退学・除籍後3年以内にその理由を付して、保証人と連署の再入学願を提出し、第18条に定める学期の始めに再入学の許可を受けることができる。

2 前項の規定により再入学した者の在学できる年数は、従前在学した年数と通算し、6年を超えることはできない。

3 再入学に関する規程は、別に定める。

第5章 授業科目及び履修方法等

(授業)

第31条 本研究科の教育は、授業科目の授業により行い、授業科目の授業は、少人数による授業を行うことを基本とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行う。

2 前項の場合において、法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施し、事例研究、討論、調査、現場実習その他の適切な方法により行い、かつ、双方向的・多方向的で密度の濃い授業を行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第32条 本研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しなければならない。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し、必要な事項については、別に定める。

(必要単位数、授業科目及び履修方法)

第33条 本研究科の修了に必要な単位数、授業科目の名称・単位数及び履修方法については、別表第1に掲げるとおりとする。

(履修の手続き)

第34条 学生は、所定の期日までに学費を納入し、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期日までに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第34条の2 所定の授業科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行う。

2 試験の実施に関する規程は、別に定める。

(成績評価等の方法)

第35条 学期末の試験のほかに日常の授業への取組み状況、授業での発言、課題への対応状況と成果等を考慮し、多面的かつ厳格に成績評価を行うものとする。

2 成績評価等の基準・方法等に関し、必要な事項については、別に定める。

(単位の認定)

第36条 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる成績評価に合格した者には、所定の単位を認定する。

(入学前の本研究科既修得単位の認定)

第37条 教育上有益であると認めるときは、学生が本研究科に入学する前に本研究科において履修した授業科目について修得した単位を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の学生が修了者であるときは、入学前に本研究科において履修した授業科目について修得した単位は、これを認定しない。

3 再入学の場合の単位認定については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 入学前の既修得単位を認定できる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、他の大学院の授業科目について本研究科において履修したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位について認定された者については、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間の短縮を認めることができる。

(単位互換等)

第39条 教育上有益であると認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本研究科の授業科目の履修により修得したものとしてみなすことができる。

2 前項は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(法学既修者)

第40条 教育上有益であると認めるときは、法学既修者については別表第1に定める範囲で単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間の短縮を認めることができる。

2 法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、入学前の既修得単位を認定された者について短縮する期間と合わせて、1年を超えないものとする。

3 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、入学前の既修得単位及び他の大学院の授業科目について、本研究科において履修したとみなす単位数と合わせて、別表第1に定める範囲を超えることはできない。

(成績の表示)

第41条 成績は、S、A、B、C及びFで表示し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

(進級)

第41条の2 所定の修得単位数及び評点平均値に満たない者は、進級することができない。

2 進級に関する規程は、別に定める。

(学位の授与)

第42条 本研究科において3年以上在学し、所定の単位を修得した者には、駒澤大学学位規程に基づき、学位を授与する。

2 入学前の既修得単位の認定を受けた者、又は法学既修者として認められた者は、2年以上在学し、所定の単位を修得した場合は、駒澤大学学位規程に基づき、学位を授与する。

(学位)

第43条 本大学において、本研究科を修了した者に授与する学位は、「法務博士(専門職)」とする。

2 本大学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるとき、大学名を附記するものとする。

第6章 入学検定料、学費及び奨学制度

(入学検定料)

第44条 本研究科に入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。

2 入学検定料は、別表第2のとおりとし、その取扱いは駒澤大学入学検定料取扱規程に定める。

(学費)

第45条 本研究科の学生は、本学の定める期間内に学費を納入しなければならない。

2 学費は、別表第3のとおりとし、その取扱いは駒澤大学学費取扱規程に定める。

第46条 削除

(奨学制度)

第47条 能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は能力が優

れている者には、奨学の方法を講じることができる。

- 2 奨学の方法は、奨学金の貸与及び給付並びに教育ローン等とする。
- 3 奨学の方法に関し、必要な事項については、別に定める。

第7章 科目等履修生及び法曹研究生

(科目等履修生)

第48条 本研究科の単位を修得することを目的として、特定の授業科目の履修を願い出た場合には、選考のうえ、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(法曹研究生)

第49条 本研究科に付して法曹研究生を置くことができる。

- 2 法曹研究生に関し、必要な事項については、別に定める。

第8章 学生の遵守事項及び賞罰

(学生の遵守事項)

第50条 学生は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 登校するときは、必ず学生証を携帯し、教職員から学生証の提示を求められた場合は、提示しなければならない。
- (2) 教育研究に支障を及ぼすような言動をしないこと。
- (3) その他学生としての本分に反しないこと。

(変更届)

第51条 学生は、その氏名又は住所に変更があったとき、速やかに変更届けを提出しなければならない。

(表彰)

第52条 人物・学業成績ともに優秀な者又は特に善行があつて他の模範となる者に対しては、研究科教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを表彰することができる。

- 2 表彰に関する規程については、別に定める。

(懲戒)

第53条 学生が本研究科の規則、命令に背き、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為があつたときは、研究科教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、情状により、譴責、停学、退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

(弁償)

第54条 校舎及び附属する施設、設備を故意に汚損又はき損したときは、相当の弁償をさせることができる。

第9章 施設、設備、図書館及び保健衛生

(講義室等)

第55条 本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、模擬法廷、自習室及び研究室等を備えるものとする。

2 本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附属の研究所・センター等の施設は、その教育上支障を生じない場合には、必要に応じ共用することができる。

(図書室)

第56条 本研究科に図書室を設置し、教育に必要な図書、学術雑誌及び情報機器・資料を備えるものとする。

(図書館及び保健衛生)

第57条 図書館及び保健衛生に関する規程は、駒澤大学学則第63条、第66条を準用する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則施行後、最初に就任する研究科長の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前入学の学生は、従前の教育課程による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年9月1日から施行し、改正後の駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則第40条第1項及び第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年9月以前入学の学生は、従前の教育課程による。

別表第1

法曹養成研究科は、教育基本法、及び学校教育法の定めるところにより設置された専門職大学院であり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の定めるところに従い、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって、司法制度を支える人的体制の充実強化を図るために、法曹に必要な学識及び能力を培うことを設立目的とし、駒澤大学の建学の理念(「仏教」の教えと「禅」の精神)の中で、教育・研究の理想的なあり方を表す言葉として用いられる「行学一如」を、本研究科においては、「実務と理論の一体性」として展開し、これを架橋する教育をおこない、もって、仏教の高い倫理観に基づき、人間や社会のあり方に関して広く関心を持ち、多様な分野における社会貢献を通じて、不断の自己研鑽に努め、人や社会に対する共感能力、深い洞察能力を高めることができる「人に寄り添い、社会と繋がる法曹」を養成することを教育の理念とする。

1 授業科目の名称、単位数及び履修方法

授 業 科 目		単 位 数		備 考
		必修	選択	
法 律 基 本 科 目	公 法 系	憲法Ⅰ	2	
		憲法Ⅱ	2	
		憲法Ⅲ	2	
		憲法特別演習	2	
		憲法発展演習	2	
		行政法	2	
		行政法特別演習	2	
		行政法発展演習Ⅰ		2
		行政法発展演習Ⅱ		2
	民 事 系	民法Ⅰ	2	
		民法Ⅱ	2	
		民法Ⅲ	2	
		民法Ⅳ	2	
		民法Ⅴ	2	
		民法Ⅵ	2	
		民法特別演習Ⅰ	2	
		民法特別演習Ⅱ	2	
		商法Ⅰ	2	
		商法Ⅱ	2	
		商法Ⅲ	2	
		商法特別演習Ⅰ	2	
		商法特別演習Ⅱ	2	
		民事訴訟法	2	
		民事訴訟法特別演習	2	
民事訴訟法発展演習	2			

法律 基本 科目	刑 事 系	刑法Ⅰ	2		
		刑法Ⅱ	2		
		刑法特別演習	2		
		刑法発展演習	2		
		刑事訴訟法	2		
		刑事訴訟法特別演習	2		
		刑事訴訟法発展演習	2		
法律 実務 基礎 科目		現代法務概論	2		未修者コース必修
		法律情報Ⅰ		1	1 単位選択必修
		法律情報Ⅱ		1	
		法曹倫理	2		
		民事訴訟実務基礎論	2		
		刑事訴訟実務基礎論	2		
		ローヤリング		2	8 単位選択必修
		エクスターンシップ		2	
		民事裁判演習		2	
		刑事裁判演習		2	
		リーガル・クリニック		2	
基礎 法学 科目 及び 隣接 科目		法哲学		2	4 単位選択必修
		法史学		2	
		外国法Ⅰ		2	
		外国法Ⅱ		2	
		行政学		2	
		会計学		2	
		経営学		2	
		心理学		2	
展 開 ・ 先 端 科 目		経済法Ⅰ		2	14 単位選択
		経済法Ⅱ		2	
		経済法演習		2	
		労働法Ⅰ		2	
		労働法Ⅱ		2	
		労働法演習		2	
		知的財産法Ⅰ		2	
		知的財産法Ⅱ		2	
		知的財産法演習		2	
		倒産法Ⅰ		2	
		倒産法Ⅱ		2	
		倒産法演習		2	
		租税法Ⅰ		2	

展 開 ・ 先 端 科 目	租税法Ⅱ		2
	租税法演習		2
	環境法Ⅰ		2
	環境法Ⅱ		2
	環境法演習		2
	国際関係法Ⅰ（公法系）		2
	国際関係法Ⅱ（公法系）		2
	国際関係法演習（公法系）		2
	国際関係法Ⅰ（私法系）		2
	国際関係法Ⅱ（私法系）		2
	国際関係法演習（私法系）		2
	金融商品取引法		2
	信託法		2
	民事執行・保全法		2
	保険法		2
	経済刑法		2
	家事紛争法実務		2
	社会保障法		2
	地方自治法		2
	刑事政策		2
少年法		2	
法医学		2	
法律学特殊講義		2	
研究論文指導		2	
外書講読		2	

14 単位選択

2 修了に必要な単位数及び履修方法

A 平成 30 年度 4 月以降未修者コース入学生適用

授業科目の区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	64		
法律実務基礎科目	8	9	
基礎法学科目及び隣接科目		4	
展開・先端科目			14
合計	99		

修了に必要な単位数は 97 単位とする。

B 平成 30 年 4 月以降既修者コース入学生適用

授業科目の区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	64		
法律実務基礎科目	6	9	
基礎法学科目および隣接科目		4	
展開・先端科目			14
合計	97		

修了に必要な単位数は 97 単位とする。なお、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、32 単位を超えることはできない。

C 平成 29 年 9 月以前入学生適用

授業科目の区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	56	8	
法律実務基礎科目	6	9	
基礎法学科目および隣接科目		4	
展開・先端科目			14
合計	97		

修了に必要な単位数は 97 単位とする。なお、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、34 単位を超えることはできない。

別表第2 入学検定料

入学検定料	5,000円
-------	--------

別表第3 学費一覧

入学 年度	項目	区分	
		本大学卒業(修了)者	他大学卒業(修了)者
平成 30 年度 以降	入 学 金	120,000円	250,000円
	授 業 料	650,000円	650,000円
	施 設 設 備 資 金	300,000円	300,000円
	納 入 金 合 計	1,070,000円	1,200,000円
平成 29 年度 以降	授 業 料	650,000円	650,000円
	施 設 設 備 資 金	300,000円	300,000円
	納 入 金 合 計	950,000円	950,000円

注1 入学金は、入学時のみ徴収する。

2 別表第3以外の学費を徴収することがある。

